堀川北地区地区計画

<table>
<tr><td colspan="3">名　　称</td><td colspan="3">堀川北地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　　置</td><td colspan="3">米子市両三柳字堀川尻、字堀川及び字堀川中並びに西福原字堀川尻及び字堀川中の全部並びに、両三柳字三右衛門道西北、字三右衛門道西、字治右衛門道西、字平八道西、字平八道東及び字堀川尻北並びに西福原字堀川尻乙及び堀川尻甲並びに西福原９丁目の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　　積</td><td colspan="3">約２８．２ヘクタール</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td>地区計画の目標</td><td colspan="3">本地区は、中心市街地から北へ約４ｋｍに位置し、一般道路４３１号や県道米子環状線が整備されており、良好な住宅地の供給を図るため、組合施行の土地区画整理事業が進行しつつある。
今後、事業の進捗に伴い、急速な市街化の進展が見込まれるため、地区計画の策定により、良好な居住環境の形成・保持と健全な商業業務地の形成を図り、良好な市街地環境を創出することを目標とする。</td></tr>
<tr><td>土地利用の方針</td><td colspan="3">地区の特性に応じた土地利用を図るため、次の２地区に細区分する。
（一般住宅地区）
戸建住宅を主体に閑静な落ち着きのある住宅地としての土地利用を図る。
（沿道商業地区）
商業業務施設及び沿道サービス施設等の商業地を主体としての土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備の方針</td><td colspan="3">（一般住宅地区）
良好な居住環境を創出するため、建築物の壁面の位置、垣・柵等の制限により、優れた居住空間を確保し、緑豊かな街並みの形成を図る。
（沿道商業地区）
健全な市街地環境を創出するため、建築物の壁面の位置等の制限により、優れた都市空間を確保し、快適でゆとりのある街並みの形成を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">**地区整備計画**</td><td rowspan="5">建築物等に関する事項</td><td>地区の区分</td><td>沿道商業地区</td><td>一般住宅地区１</td><td>一般住宅地区２</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>５．０ヘクタール</td><td>１９．１ヘクタール</td><td>４．１ヘクタール</td></tr>
<tr><td>建築物の壁面の位置の制限</td><td colspan="2">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から道路境界線（角地における隅切部分を除く。以下同じ。）までの距離は、１．５ｍ、隣地境界線までの距離は、１ｍ以上でなければならない。
ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、次の各号に掲げる要件に該当するものについては、その外壁等から道路境界線までの距離は、１ｍ以上とすることができる。
(1)　道路境界線から１．５ｍ未満の距離にある部分の最高の高さが３ｍ以下
(2)　道路境界線から１．５ｍ未満の距離にある部分の床面積の合計が５㎡以下</td><td>――</td></tr>
<tr><td>垣、柵又は塀の制限</td><td colspan="2">道路境界側の構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、一般国道４３１号及び一般県道米子環状線に面する部分については、この限りでない。
(1)　生垣
(2)　高さ６０ｃｍ以下の基礎部部分の上に開放的なフェンスを施したもの又は植栽を組み合わせたもの。ただし、門は、この限りでない。</td><td>――</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は意匠の制限</td><td>――</td><td>屋根外壁等の色彩は、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。</td><td>――</td></tr>
</table>